

令和7年度医療的ケア児支援に関する調査票①

R7.12.1時点

No	担当課名	こども健康課	こども育成室		こども支援担当	子育て支援課
			運営担当	放課後児童クラブ担当		
-	【「医療的ケア児」の定義】 貴課で把握、支援対象としている「医療的ケア児」の定義を教えてください。	市内在住の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 第二条」の定義に基づく医療的ケアを必要とする乳幼児	市内在住の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 第二条」の定義に基づく医療的ケアを保育施設で実施する必要がある児童	市内在住の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 第二条」の定義に基づく医療的ケアを児童クラブで実施する必要がある児童	医療型障害児入所施設への入所が可能である児童、または当該施設への入所が望ましい児童	支援対象をしぼって実施している支援サービス等がない
-	【「医療的ケア」の具体的内容】 上記で定義する「医療的ケア」の具体的内容を教えてください。	「障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア」に記載される、14種類の医療的ケア ①人工呼吸器の管理 ②気管切開の管理 ③鼻咽頭エアウェイの管理 ④酸素療法 ⑤吸引 ⑥ネブライザーの管理 ⑦経管栄養(経鼻、胃ろう等) ⑧中心静脈カテーテルの管理 ⑨皮下注射(インスリン等) ⑩血糖測定 ⑪継続的な透析 ⑫導尿 ⑬排便管理(消化管ストーマ、浣腸等) ⑭痙攣時の座薬挿入等の処置	経管栄養(経鼻、胃ろう、腸ろう)、導尿、酸素療法(在宅酸素療法)の管理、喀痰吸引、服薬管理、その他(明石市医療的ケア連絡協議会で実施を確認した医療的ケア)	(1)痰の吸引(2)経管栄養(3)導尿(4)その他、明石市医療的ケア連絡協議会での協議を踏まえ、実施可能であることを確認した医療的ケア	なし	-
1	【医療的ケア児支援、取組の内容】 現在貴課で医療的ケア児を含む18歳未満の子どもを対象に行っている支援・取組(数値等わかるものは実績含む)について教えてください。	医療的ケア児に特化した支援ではないが、以下の支援・取組を行っている ・乳幼児健康診査 ・保健師や助産師・栄養士・心理士による訪問や来所、電話による相談対応 ・訪問看護導や各種サービス導入の提案 ・病院との退院時連携 ・関係機関への連携、調整 ・医療的ケア児等ハンドブックや各種啓発チラシ等の配付	・保育施設(保育所、幼稚園、こども園、小規模保育事業所)への入所調整(R7:15名受入れ) ・医療的ケア児受入施設への補助金交付 ・訪問看護ステーションと契約し、保育施設へ看護師を派遣することによる医療的ケア児の受入れ	・訪問看護ステーションと委託契約(看護師派遣)による、放課後児童クラブでの医療的ケア児の受入れ(R7:1名) ・医療的ケア児が在籍する場合に加配職員を配置	・医療型障害児入所施設への入所事務	医療的ケア児だけではなく、すべての就学前の乳幼児を対象に、以下の事業を実施している。 ・0歳児見守り訪問おむつ定期便 ・ファミリーサポートセンター事業 ・産前・子育て応援ヘルパー派遣事業 ・子育て支援センター事業
2	【当事者からの要望やニーズ】 医療的ケア児とその家族から寄せられる要望やニーズがあれば教えてください。	・医療的ケア児が利用できる保育所、訪問看護などの一覧表がほしい ・医療サービスのみを利用している場合でも、乳幼児期から成人期までの生活全般に関する相談やコーディネートしてもらえらる機関(相談員)がほしい ・きょうだいの所属園送迎中の医療的ケア児の自宅での見守り(短時間の見守りサービス)がほしい ・きょうだい児の保育所等への送迎サービス、メンタル支援がほしい ・ケアを行う人(母親が多い)が有事の際に児をみる人がいない場合があり、そのためのサービスをつくってほしい ・祖父母のサポートがある家庭でも、医療的ケアを任せることは難しいため、サポート体制を充実してほしい ・医療的ケア児の受入可能な児童発達支援事業所を増やしてほしい ・ケアのために就労できない場合、経済的負担を軽減する支援がほしい ・保護者へのレスパイト事業をしてほしい ・相談先や利用できるサービス、サービスの利用方法が、簡単に情報収集できるようにしてほしい	・就労時間に合わせた保育をしてほしい ・医療的ケア児を受入れる保育施設をさらに拡充してほしい	・幼稚園・保育所から依頼している訪問看護ステーション(看護師)に引き続き来てほしい ・必要な器具の置き場所を確保してほしい(他の児童が触れない)	・保護者が病気等の時に対象児童を預ける先がない	-
3	【支援する上での課題や問題点】 貴課において、医療的ケア児とその家族を支援するにあたって、感じている課題や問題があれば教えてください。	・レスパイト入院が可能な受入先の不足や受入期間が短いこと。また、近隣での受入先も不足している ・医療的ケア児とその家族のニーズ等に寄り添った支援を切れ目なく継続的に行う機関の充実が必要	・保護者のニーズと訪問看護ステーションとのマッチング	・支援員への医療的ケア児受入れに関する啓発、理解促進 ・保護者のニーズと訪問看護ステーションとのマッチング	・医療型障害児入所施設の不足	-
4	【今後予定する支援、取組の内容】 令和8年度に開始を予定している医療的ケア児を対象とした取組があれば教えてください。	・医療的ケア児への支援についてさらに理解を深めつつ、今後も母子保健分野としての支援を継続する	・医療的ケアを必要とする児童が保育施設に通えるよう、受入れ体制の充実化を図る	なし	なし	なし
5	【新規事業や取組のアイデア】 今後、貴課の業務において取組んだ方が良くと思われる事やアイデアがあれば教えてください。	・関係部署(障害福祉課、相談支援課等)との連携強化	・保育施設への非常用電源装置の増設	・教育委員会(学校教育課等)との連携支援体制の強化	・対象世帯へのインタビュー(手帳の更新時等に)	・子育て応援アプリを活用した医療的ケア児に関する情報発信

令和7年度医療的ケア児支援に関する調査票②

R7.12.1時点

No	担当課名	学校教育課	明石養護学校	あかし保健所	
				健康推進課	相談支援課
-	【「医療的ケア児」の定義】 貴課で把握、支援対象としている「医療的ケア児」の定義を教えてください。	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童生徒のうち学校生活で医療的ケアが必要な児童生徒	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童生徒のうち学校生活で医療的ケアが必要な児童生徒	小児慢性特定疾病※に罹患し、かつ、厚生労働大臣が定める疾病の程度である18歳未満の児童等 ※小児慢性特定疾病 ①慢性に経過する疾病であること ②生命を長期に脅かす疾病であること ③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること ④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること	小児慢性特定疾病児 ・健康推進課が小児慢性特定疾病の受給者証等の事務を担い、当課は相談を受けている ・24時間人工呼吸器装着者や相談希望があった児については把握している
-	【「医療的ケア」の具体的内容】 上記で定義する「医療的ケア」の具体的内容を教えてください。	(1)痰の吸引(2)経管栄養(3)導尿(4)その他、明石市医療的ケア連絡協議会での協議を踏まえ、市教委が実施可能であることを確認した医療的ケア ※具体的には、「障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア」に記載される、14種類の医療的ケアのうち、排便、洗腸、坐薬の挿入、浣腸、迷走神経刺激装置の作動を除く(医行為であったとしても、学校生活では実施する必要のないもの、家庭での実施を原則とするもの、通知等により医行為と分類されていないものがあるため)	在宅で児童生徒の保護者が実施しているケアであることを前提とし、保護者の依頼書、医師の指示書をもとに、拡大保健安全委員会で諮る 医療的ケアの内容 (1)特定行為 ・口腔内喀痰吸引・鼻腔内喀痰吸引(咽頭より手前まで) ・気管カニューレ内部の喀痰吸引 (2)特定外行為 ・酸素療法・人工呼吸器の管理・導尿・血糖測定 ・インスリン注射	なし	日常生活において継続的に行われている下記のケア (人工呼吸器、気管切開、酸素療法、吸引、ネブライザー、経管栄養、透析、導尿など)
1	【医療的ケア児支援、取組の内容】 現在貴課で医療的ケア児を含む18歳未満の子どもを対象に行っている支援・取組(数値等わかるものは実績含む)について教えてください。	・明石養護学校教職員を対象とした痰の吸引等研修事業の実施(特定の者対象:省令別表第3号研修) (R7:2回実施、新規6名、延40名) ・学校において医療的ケアの実施を必要とする児童生徒に対する看護師配置(市内小中学校に8名の市雇看護師を配置。なお、1校に複数名の看護師を配置。市民病院の看護師は1校に配置。但し、週2は市民病院看護師配置。週3は市雇看護師配置) ・医療的ケア児の実態把握(市内小・中・養護学校、幼稚園、保育所) ・明石市医療的ケア連絡協議会の開催(対象:幼・保育園所、小中養護学校) (R7:2回実施) ・幼稚園・保育所から小学校へのスムーズな接続のための支援 ・明石養護学校の通学支援に関する取組(看護師配置、学校と通学車両を繋ぐリーダー的立場の看護師の配置) ・学校教育課所属の市内統括看護師による市立学校や就学前の医療的ケア児の支援及び市全体の支援体制整備 ・学校で勤務する看護師への教育支援	・3号研修を実施し、教育の一環として医療的ケアの実施 ・児童生徒1人1人に応じた指導(自立活動) ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成(目標設定、保護者・関係機関などとの連携) ・キャリア教育の充実(社会参加、就労を見据えた教育) ・地域社会との連携(トライやる、学校間交流など) ・センター的機能の発揮(市内唯一の特別支援学校としての役割)	・小児慢性特定疾病医療費助成(受給者:225名)	・小児慢性特定疾病に関する療養相談(R6:電話相談 70件、家庭訪問 33件) ・災害時個別対応マニュアル(R6:7件) ・在宅療養患者の救急搬送時の情報提供 ・119番通報時の覚書き作成 ・喀痰吸引第3号研修費(基本研修・実施研修)の助成
2	【当事者からの要望やニーズ】 医療的ケア児とその家族から寄せられる要望やニーズがあれば教えてください。	・心配なので、見守りのために看護師を常時配置してほしい(医療的ケアの実施がない、または常時必要ではない場合) ・小児科経験のある看護師を配置してほしい ・自宅で利用している訪問看護ステーションの看護師を学校でも利用してほしい	・教員や看護師などの人材の確保 ・卒業後の医療的ケア児の受入れ事業所の確保(就労、生活介護)	・小児慢性特定疾病医療費助成における自己負担上限額までの金額について、一時的に窓口で支払いをした後に、子ども医療費から還付を受けるための手続きが手間である →R8.7月診療分から福祉医療制度の改正により解消される見込	・放課後児童デイでの災害時対応はどのように取り組まれているのか知りたい ・医療的ケア児を受入れる事業所を増やしてほしい ・医療的ケア児の訪問診療ができる医療機関が市内にない
3	【支援する上での課題や問題点】 貴課において、医療的ケア児とその家族を支援するにあたって、感じている課題や問題があれば教えてください。	・学校における医療的ケア実施に関する保護者理解の促進 ・災害への備え、対応についての体制整備	・看護師の配置等の人手不足 ・環境整備の不十分さ(バリアフリー化、学校の老朽化) ・家族の負担増加(保護者の負担過多) ・緊急時対応の負担(地震、火災など) ・社会参加への壁(就労、進学に対する支援が不十分)	同上	・子ども医療の充実により、小児慢性特定疾病医療受給者証の申請をしていない児がいるため、全数把握が難しい ・学校との連携 ・災害時の医療機器のための電源確保
4	【今後予定する支援、取組の内容】 令和8年度に開始を予定している医療的ケア児を対象とした取組があれば教えてください。	・各学校単位で、児童生徒に合わせた災害の備え、対策の促進 ・医療的ケアの実施に関するガイドラインの公開(主に保護者へ向けて)	・専門性の向上(医療的ケアに関する研修など) ・個別最適化された学習(授業力向上) ・地域社会との連携強化 ・自立支援、進路サポート ・保護者との連携の更なる強化 ・緊急時対応体制の強化(緊急時マニュアルの整備) ・他施設を活用したプール指導	なし	なし
5	【新規事業や取組のアイデア】 今後、貴課の業務において取組んだ方がよいと思われる事やアイデアがあれば教えてください。	・持続可能な看護師配置への取り組み(常時配置、スポット配置など児童生徒の医療的ケアの状況と自立を目指した配置)	・学校看護師の正規任用 ・放課後・長期休業などの受け皿を増やす ・親の負担を軽減できるようなサービス	・PMHの活用により、マイナンバーカードによる医療機関での資格確認、自己負担上限額の管理	兄弟支援

令和7年度医療的ケア児支援に関する調査票③

R7.12.1時点

No	担当課名	発達支援課	福祉総務課	共生社会推進課	インクルーシブ推進課	障害福祉課
-	【「医療的ケア児」の定義】 貴課で把握、支援対象としている「医療的ケア児」の定義を教えてください。	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 第二条」の定義に基づく医療的ケアを必要とする児童	災害時要配慮者(一人で避難できない、電源が必要など)	災害時要配慮者(一人で避難できない、電源が必要など)	支援対象をしぼって実施している支援サービス等がない	市内在住の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 第二条」の定義に基づく医療的ケアを必要とする児童
-	【「医療的ケア」の具体的内容】 上記で定義する「医療的ケア」の具体的内容を教えてください。	(発達特性を有する方であれば、法的な医療的ケア児に該当しなくても支援対象としている)	なし	なし	-	「障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア」に記載される、14種類の医療的ケア ①人工呼吸器の管理 ②気管切開の管理 ③鼻咽頭エアウェイの管理 ④酸素療法 ⑤吸引 ⑥ネブライザーの管理 ⑦経管栄養(経鼻、胃ろう等) ⑧中心静脈カテーテルの管理 ⑨皮下注射(インスリン等) ⑩血糖測定 ⑪継続的な透析 ⑫導尿 ⑬排便管理(消化管ストーマ、浣腸等) ⑭痙攣時の座薬挿入等の処置
1	【医療的ケア児支援、取組の内容】 現在貴課で医療的ケア児を含む18歳未満の子どもを対象に行っている支援・取組(数値等わかるものは実績含む)について教えてください。	・発達障害を併存している医療的ケア児について、家族に対する関わりの相談支援と関係機関との連携やサービス調整等を行う	・災害時福祉避難所にて電源確保が必要な方向けに非常用電源を設置 (R7年度中に市の施設である福祉避難所1か所に設置予定)	・個別避難計画の作成者 10人 (R6:4人、R7:6人) ※作成中の人も含む ・避難訓練の実施	対象を18歳未満の子どもに限定したものではないが、医療的ケア児にも関連するものとして、以下の取組を実施 ・障害者差別解消法、明石市障害者配慮条例に基づく差別相談 (R6:5件) ・事業者や自治会等が、合理的配慮(例:段差解消のための簡易スロープ購入、バリアフリー工事など)を行う際の助成金交付 (R6:19件)	・障害者手帳の交付(身体57名、療育46名) ・補装具、日常生活用具の給付(補装具43名、日給47名) ・障害福祉サービス等利用に関する相談、支給決定(支給決定者54名) ・医療的ケア児の実態把握 ・相談窓口開設(R6.10.1開設日より相談延件数12件) ・保護者交流会の開催(年4回) ・医療的ケア児等ハンドブックの作成、配付 ・医療的ケア児等協議会の設置 ・共生社会推進課との協働による災害時個別支援計画策定のための家庭訪問や避難訓練の参加 ・ヘルプカード・ヘルプマークの交付(医療的ケア児を含む全交付者数891名) ・兵庫ゆずりあい駐車場利用証の交付(交付者数14名)
2	【当事者からの要望やニーズ】 医療的ケア児とその家族から寄せられる要望やニーズがあれば教えてください。	・保育施設や学校等、受入れ可能な地域の所属機関での支援体制の充実 ・保護者の緊急時やレスパイト目的での訪問 ・通所による支援の充実・支援者の知識向上	・災害時の避難先を知りたい ・災害時の電源確保ができる場所 ・福祉避難所への直接避難	・電源を確保できる場所を教えてください(医療機関など) ・災害時に避難する時に、地域とのつながりを持ちたい	・災害時に電源が担保されていないと命が絶たれてしまう(=医療的ケア児の家族に負担なく災害用電源を用意してほしい)	・医療的ケア児を受入れる福祉サービス事業所を増やしてほしい ・利用できるサービスや制度の情報をまとめて教えてください ・複数の窓口で何度も同じ話を話さなくて良いように庁内で情報連携してほしい ・各種手当や助成、対象範囲を拡大してほしい
3	【支援する上での課題や問題点】 貴課において、医療的ケア児とその家族を支援するにあたって、感じている課題や問題があれば教えてください。	・重複障害により、保護者も支援者も発達特性への気づきが遅れたり、状態や生活の安定が優先されるため介入のタイミングがはかりづらい	・電源確保を必要とする人の人数(規模)の把握。 ・専門的知識の乏しさ	・ひなんサポーターを探すこと(地域情報に詳しい民生委員や自治会に協力を求めたり、本人の元々からのつながりに依拠している) ・専門的知識の乏しさ	・「医療的ケア」の内容(必要な支援)が、前例がない等、想定されていないケースの場合、十分なサービスが提供されないのではないかと ・災害時に「自助」を踏まえて行動できない人がいることを社会全体で認識できていない	・医療的ケア児を受入れる福祉サービス等事業所の不足 ・災害対策が不十分であること ・地域住民や支援関係者への医療的ケア児等に関する普及啓発、理解促進
4	【今後予定する支援、取組の内容】 令和8年度に開始を予定している医療的ケア児を対象とした取組があれば教えてください。	なし	・災害時の電源確保 ・要配慮者ニーズに応じた備蓄物資の充実	・個別避難計画の作成 ・災害時に声をかけてくれる地域の人を増やすための「ひなんサポーター研修」を全市及び地域(中学校圏域)で継続実施する(医療的ケア児への支援に特化した研修ではないが、市全体の支援体制整備)	・新規に実施予定の取組はなし(No.1に記載の差別相談及び合理的配慮の提供に関する取組を継続実施)	・支援関係者向け研修会の開催
5	【新規事業や取組のアイデア】 今後、貴課の業務において取組んだ方が良いと思われる事やアイデアがあれば教えてください。	・保護者から支援者へ繰り返し説明する負担を軽減できるよう、サポートノートかけはしの活用を周知する	・非常用電源助成対象範囲の拡大 ・災害時の要配慮者支援という観点から、当課担当の避難行動要支援者名簿に登録できるよう、登録要件を検討していきたい	・非常用電源助成対象範囲の拡大 ・公用車をハイブリッド車へ順次変更する。 ・非常用電源(蓄電池)等への電源供給可能な場所の増加に向けた取り組み	・保護者の身体と心のケア ・障害者権利条約の理念等を分かりやすく多くの人に伝えるための交流や啓発イベントの実施 ・能力主義、優生思想をなくすための発信	・保護者のレスパイト事業(在宅看護) ・日常生活用具給付、非常用電源装置購入費助成対象範囲の拡大 ・医療的ケア児を受入れる福祉施設への助成